

大玉村移住支援金給付事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大玉村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、村内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福島県（以下「県」という。）と共同して行う移住支援金給付事業について、ふくしま移住支援金給付事業補助金交付要綱、福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領、大玉村補助金等の交付に関する規則、その他法令等の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の一部の区域のうち、条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。）以外の地域をいう。
- (2) マッチングサイト 実施要領第5の2(1)の規定により、開設及び運営するインターネットサイトをいう。
- (3) マッチングサイト等 マッチングサイト及び他の道府県におけるマッチングサイトと同様のサイトをいう。
- (4) 移住 東京圏に在住する者が本村に転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。）し、永住する意思を持って主たる活動拠点を当該地域に置くことをいう。
- (5) 就業者 就業先がマッチングサイト等に掲載されている求人情報に応募して採用された者をいう。
- (6) 起業者 実施要領において定める起業支援事業の要件に該当し、補助金の交付決定を受けた者をいう。
- (7) 世帯移住者 移住元において申請者を含む2人以上の世帯員が住民票上で同一世帯に属しており、平成31年4月1日以後に本村に移住し、移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属している者をいう。

(交付対象者の要件)

第3条 移住支援金の交付対象者は、第1号及び第2号のいずれにも該当し、かつ、第3号又は第4号のいずれか一方に該当するものとする。

- (1) 次のア及びイの要件全てに該当すること。

ア 申請者が移住のために住民票を異動する直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京都特別区の区域内に在住し、又は東京都特別区以外の東京圏に在住し、かつ、東京都特別区内に所在する企業等に雇用保険の被保険者又は法人の経営者若しくは個人事業主として勤務していたこと。

イ 申請者が移住のために住民票を異動する直前に連続して1年以上東京都特別区内に在住し、又は東京都特別区以外の東京圏に在住し、かつ、東京都特別区内に所在する企業等に雇用保険の被保険者又は法人の経営者若しくは個人事業主として通勤していたこと(ただし、東京都特別区内への通勤の期間については、移住するために住民票を異動する3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

(2) 次のアからオの要件の全てに該当すること。

ア 平成31年4月1日以後に移住したこと。

イ 移住支援金の交付申請時において、移住後3箇月以上1年以内であること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う反社会勢力と関係を有する者でないこと(世帯移住者の場合は、当該世帯員全員)。

エ 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者、定住者若しくは特別永住者等の在留資格を有すること。

オ その他本村及び県が移住支援金の支給対象者として不相当と認めた者でないこと。

(3) 就業者に該当する者については、次のアからオの全ての要件に該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

イ 就業先の代表者、取締役等の経営を担う職務にいる者が就業者の3親等以内の親族でないこと。

ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人に就業し、移住支援金の交付申請時において、当該法人に連続して3箇月以上在職していること。

エ 当該法人へ就業するための応募日が、マッチングサイト等に当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以後であること。

オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(4) 起業者に該当する者については、県が実施要領に基づいて実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(補助金の額)

第4条 交付する補助金の額は、世帯移住者の場合にあつては100万円、世帯移住者以外の場合にあつては60万円とする。

(交付対象者の登録)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、就業者にあつては、マッチングサイト等に掲載された求人の法人等に就業した日からおおむね3箇月以内に、起業者にあつては、

起業支援金の交付決定後速やかに移住支援金交付対象者登録届出書（第1号様式）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の届出があったときは、県にふくしま移住支援金給付事業補助金の交付申請を行い、その結果について届出者に通知する。

（交付の申請）

第6条 前条第2項の通知を受けた者で移住支援金を受けようとする者は、就業者にあつては、移住支援金の対象法人（以下「対象法人」という。）に継続して3箇月以上在職した者であつて、かつ、本村に転入後3箇月以上1年以内に、起業者にあつては、起業支援金の交付決定の日から1年以内であつて、かつ、本村に転入後3箇月以上1年以内に次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

- (1) 移住支援金交付申請書兼実績報告書（第2号様式）（転入先での継続した居住、勤務意思等を確認できる書類）
- (2) 身分証明書（写真等により本人確認ができる書類に限る。）
- (3) 移住元の住民票の除票（移住元での在居住地、在住期間を確認できる書類。世帯移住者の場合には、当該世帯員全員分）
- (4) 移住支援金の振込口座となる預金通帳等の写し
- (5) 東京都特別区以外に居住し、東京都特別区に勤務していた者にあつては、企業等の退職証明書及び離職票（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であつたことを確認できる書類）
- (6) 東京都特別区以外に居住し、東京都特別区において法人経営又は個人経営を行っていた者にあつては、開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）及び個人事業等の納税証明書等（移住元での在勤期間を確認できる書類）
- (7) 就業者にあつては、就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類）（第3号様式）
- (8) 起業者にあつては、県が交付する起業支援金の交付決定通知書

（交付決定の通知）

第7条 村長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定兼確定通知書（第4号様式。以下「交付決定通知書」という。）により当該申請者に通知する。

- 2 審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認めたとき又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができないときは、その理由を付して移住支援金交付申請却下通知書（第5号様式）により当該申請者に通知する。

（支援金の交付）

第8条 村長は、前条における交付決定を行った申請者に対し、移住支援金交付申請書兼実績報告書の提出があつた日から3箇月以内に移住支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（第6号様式。以下「再交付願」という。）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項に規定する再交付願の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定兼確定通知書（再交付）（第7号様式）により当該申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第10条 村長は、大玉村移住支援金給付事業が適切に実施されたかどうか等を確認するために必要があると認めるときは、大玉村移住支援交付金支給事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 村長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するときは、当該移住支援金の金額の全額又は半額に相当する額の返還を請求することができる。ただし、雇用企業の倒産、災害等のやむを得ない事情があるものとして村長が認めたときは、この限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請又はその他不正な手段により移住支援金の支給を受けた場合

イ 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、本村から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した本村から転出した場合

(補則)

第12条 この要綱及び規則に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、県と村が協議して定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年告示第50号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和元年12月20日から適用する。ただし、令和元年12月19日以前に転入した者については、なお従前の例による。